

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第23条第1項に基づく会議の設置について

芦屋市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第23条第1項に基づき、芦屋市において女性の活躍を推進するため、「芦屋市女性活躍推進会議」を平成29年3月22日に設置します。

【名称】 芦屋市女性活躍推進会議

【役割】

様々な分野で活躍する女性や各種団体等と連携・協働することにより、地域社会の気運醸成を図るとともに、職場や地域等における意識改革や女性登用の促進を促します。

【芦屋市の女性活躍の特徴】

芦屋市の女性活躍推進は、女性が、社会（就労・継続就労・再就労・起業）、地域（NPO・ボランティア・自治会）、家庭（育児・介護・家事）等の様々な分野で活躍し調和するまちを目指します。また、女性が活躍するための「ライフ・ワーク・バランス（生活と仕事の調和）」推進にも取り組みます。

【芦屋市女性活躍推進会議のイメージ図（女性活躍推進・課題解決に取り組む）】

